



資料1-1

環交第1618号  
平成19年3月14日

大阪府環境審議会  
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房



大阪府における流入車対策のあり方について（諮問）

このことについて諮問します。

(説明)

大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO<sub>x</sub>・PM法)に基づき、平成15年7月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(大阪府自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画)を策定し、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標として取組みを進めています。

近年、府域においては、自動車排出ガスの規制や低公害車の普及等の自動車環境対策が進んだことにより、大気環境は着実に改善されつつあり、平成17年度に実施した大阪府自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の中間評価では、平成22年度の目標は達成できると見込んでいます。

しかしながら、大阪府域は首都圏に比べて自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域が狭小であり、周辺地域での営業用貨物車が増加傾向にあることなどから、今後、法の規制対象外の流入車による排出ガスの影響が増大することが懸念されています。

このため、大阪府をはじめ対策地域を有する8都府県は、国に対して全国一律の流入車対策の早期実施を働きかけてきたところであり、国ではこのような要望も踏まえ、現在流入車対策の法制化を検討しています。

大阪府としては、国の検討内容を見ながら、環境基準をより早期かつ確実に達成するため、流入車対策にすみやかに取り組む必要があります。

つきましては、大阪府における荷主・運送事業者・行政等の幅広い層の取組みをベースとする効果的な流入車対策のあり方について、責審議会の意見を求めるものです。